

# 共同実施だより

さあ！新しい年の幕明けです。「辰年」のこの1年が、皆様にとって飛躍できる良い年でありますように！ 支部学校事務共同実施では、今年も皆様のお役に立つ情報を発信していくために頑張ります。



## 1月は『扶養親族の収入再確認』の時期です！

年末調整で扶養親族の収入を確認いたしましたが、「扶養手当の過年度返納」と「税務署からの扶養是正」を防ぐために再確認を行います。事務職員より配布された様式を使用し、該当のある方は必要に応じて源泉徴収票などを添付し提出して下さい。



例えば…

- ・年末調整時に源泉徴収票を提出していない扶養親族のいる方
  - ・事業所得のあるため\*確定申告により所得が確定した扶養親族のいる方
- ※1 確定申告は早めをお願いします。

### 「過年度返納」とは…

県の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。常にこの会計年度内に正しい給与が支払われなければなりません。この会計年度を超えて給与を返納しなければならなくなる事を過年度返納といいます。

#### [給与の過年度返納状況]

返納は最大で過去5年まで遡ることができるうえに、一括払い(分割不可)ですので、ひと月の給料の手取り額を超えてしまう事例も発生しています。

静岡県内小中学校	件数	金額
平成20年度	23件	2,464,881円
平成21年度	20件	2,047,556円
平成22年度	5件	280,200円

※平成22年度は9月30日現在です。

#### [主な事例]

- 給与** ○妻のパートや学生のアルバイトによる収入が限度額を超えていた。  
 年収限度額130万円を超えていなくても、3ヶ月平均が108,333円を超えた場合もOUTです！（雇用契約書等により年収が推計出来る場合を除く。）  
 なお、平成22年4月からは、賞与も12で割って、以降の月収に加算することになりました。
- 親(職員)が知らない間に子供がアルバイトをしていた。  
 県外の大学に通うなどで住民票を移さず転居しても、実際に住んでいる市町村の役所で所得証明書が発行される場合があります。収入0円と所属長に申告したが、所得証明書をとって見たらわずかに収入が記載されていた、ということも多く発生しています。

- 年金** ○遺族年金・障害者年金が申告されていなかった。  
 職員からの申告のみでしかわかりません。  
 ○額改定や65歳年金受給開始による収入増に気がつかなかった。

## ～昇給～ 昇給は、毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて行われます。

基本的に「校長・教頭は3号」「その他の職員は4号」、ただし「56歳以上は2号」昇給します。しかし、休職・停職・減給・戒告・訓告等に該当する場合は昇給する号給が「抑制」され、特別昇給の対象者は昇給する号給が「加算」されます。他にも、新規採用者やへき地優遇措置に該当する場合は昇給する号給が「調整」されます。

## ※ 確定申告 ※

- ・期間：2月16日(木)～3月15日(木)  
土日お休み。ただし2/19・26の2日間開設。
  - ・時間：9：00～17：00
  - ・会場：グランシップ：大ホール海
- ※還付申告の場合は、確定申告前でも申告書を提出することができます。

## ※ 源泉徴収票 ※

毎年1月に配られる源泉徴収票。これはご自分の昨年1年間の収入や税額等を明示されているものです。この書類は所得を証明するものとして、大切に保管してください。

また、源泉徴収票は確定申告、住宅貸付、奨学金の申込、保育園等の所得を証明するのに大切な書類です。

# ～所得税の改正～

## 1 通勤手当の非課税限度額の変更

[平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用]

- 該当者** 交通用具を使用して通勤する人で通勤の距離が片道15km以上である人。
- 改正内容** 交通機関を利用した運賃相当額(最高限度額:月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止。距離比例額までが非課税へと改正。

【交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当に関する改正の概要】

※ 通勤距離片道27km(距離比例額16,100円)、運賃相当額34,945円、通勤手当19,480円

[改正前]		[改正後]	
金額	課税状況	金額	課税状況
34,945円 (運賃相当額)	全額非課税	3,380円が 課税対象	距離比例額
19,480円 (通勤手当の額)			
16,100円 (距離比例額)			

  

通勤距離(片道)	非課税限度額 (距離比例額)
2km未満	全額課税
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

## 2 「介護医療保険料控除」の創設と生命保険料控除の合計適用限度額の変更

[平成24年分以後の所得税について適用]

一般生命保険料控除と、個人年金保険料控除(それぞれ所得税の計算では上限5万円)は縮小されて、それぞれ4万ずつになりますので、平成24年の年末調整から一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の三本立てで、上限は各4万円の合計12万円になります。

ただし、契約時期によって異なりますので詳しくは下記をご覧ください。

### (1) 新契約 (H24. 1. 1以後) に係る控除

医療保険、介護保険の保険料は、生命保険の保険料と合計しないで、医療保険、介護保険だけで合計し、介護医療保険料控除(上限4万円)として所得から控除します。

### (2) 旧契約 (H23. 12. 31以前) に係る控除

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の二本立てで、上限は各5万円の合計10万円になります。

### (3) 新契約と旧契約の両方に係る控除

新契約と旧契約の両方を合算して控除の適用を受ける場合は上限4万となります。

### 【改正後の生命保険料控除の概要】

